

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事は、入札手続き等について、一部を除き、下記分任支出負担行為担当官とは別の事務所（関東地方整備局江戸川河川事務所）において行う工事です。

本工事は、総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）、「余裕期間制度（フレックス方式）」、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和6年4月22日

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
利根川上流河川事務所長
飯野 光則

記

1. 工事概要

- (1) 工事名 R 5 利根川上流水位データ伝送設備更新工事（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）
- (2) 工事場所 千葉県我孫子市北新田地先 外9箇所
- (3) 工事内容 本工事は、利根川上流河川事務所管内に設置している水位データ伝送設備の更新を行うものである。
- 地形等 当該工事の施工箇所は、守谷出張所管内、目吹出張所管内、川俣出張所管内、八斗島出張所管内、古河出張所及び渡良瀬遊水池出張所管内である。
- (4) 工事概算数量
- | | |
|---------------|-----|
| 有線観測設備 | 11台 |
| 有線観測設備設置 | 11台 |
| 有線観測設備撤去 | 11台 |
| 配線・配管工 | 1式 |
| 配線・配管撤去工 | 1式 |
| システムインテグレーション | 1式 |
- (5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。
全体工期：契約締結の翌日から令和7年2月28日まで
- (6) 資料 ①別冊図面 ②別冊仕様書
- (7) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」、「賃上げの実施に関する評価」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の

試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。

(8) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表－ 2 による。

- ①「工事環境の改善」実施工事
- ②完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
- ③工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
- ④総価契約単価合意方式
- ⑤「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
- ⑥「設計審査会」の設置対象工事
- ⑦現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
- ⑧難工事施工実績評価対象工事
- ⑨難工事功労表彰評価対象工事
- ⑩工事工程表の開示の試行工事
- ⑪週休 2 日制適用工事（月単位）
- ⑫「生産性向上チャレンジ」の試行工事
- ⑬熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち通信設備工事に認定されている者であること（会社更生法（平成14 年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第 3 条に記載されている事務所の所在地が関東地方整備局管内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合であること。）
- (5) 別表－ 1 の期間に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

（ア）下記項目のうち 1 つ以上の観測データをセンサーから受信し外部装置に伝送する設備を設置した、工事又は製造であること。

- ①水位 ②雨量 ③水質（水温、COD 等） ④気象（気温、風向・風速等）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は 1 件のみとし、これを超える件数の施工

実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが（ア）の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

（６）関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去２年間の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

（７）次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

１）主任技術者は、１級電気通信工事施工管理技士、２級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ① 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））の資格を有する者。
- ② 建設業法第７条第２号イ、ロで定める者。（イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）
- ③ 国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。
- ④ 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者。

監理技術者にあつては、１級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ⑤ 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））の資格を有する者。
 - ⑥ 建設業法第１５条第２号ロで定める者。（同号に規定する第７条第２号イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）
 - ⑦ 国土交通大臣が上記ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者。
- ２）１人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した（ア）に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

（ア）下記項目のうち１つ以上の観測データをセンサーから受信し外部装置に伝送する設備を設置した、工事又は製造であること。

①水位 ②雨量 ③水質（水温、ＣＯＤ等） ④気象（気温、風向・風速等）

また、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとし、これを超える件数の工事

経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が（ア）の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の工事経験として認める。

- 3）監理技術者にあつては、電気通信工事業（略語：通）に関する監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- 4）配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を別記様式－1－1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。
- （8）本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- （9）経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してから営業年数が3年以上あること。
- （10）申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （11）上記1．に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。
- （12）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- （13）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （14）工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

3．総合評価に関する事項

（1）落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業・配置予定技術者の技術力」、「賃上げの実施に関する評価」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1）、2）の要件に該当する者のうち、（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を

全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を32点とする。
- 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①②③の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記④の項目を評価して与える。
 - ①企業の技術力
 - ②配置予定技術者の技術力
 - ③賃上げの実施に関する評価
 - ④施工体制（施工体制評価点）
- 3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
- 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) (2) ①②③④の評価項目の詳細は入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

関東地方整備局 江戸川河川事務所 経理課（利根川上流担当）

電話 04-7125-7312（直通） 内線 225

電子メール送付先：ktr-tonejo-keirika@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は別表－1のとおり。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記（1）に電子メールにて依頼を行うこと。

受付期間は、別表－1のとおり。

(3) 申請書及び資料の提出方法、受付期限

- 1) 申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。

なお、申請書及び資料が10MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

受付期限：別表－1のとおり。

- 2) 電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

(4) 歩掛見積参考資料の交付期間及び方法

競争参加資格を有する者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は別表－1のとおり。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1) 入札の締切日時は以下のとおりとする。

入札の締切は、別表－１のとおり。

電子入札システムにより提出すること。

2) 開札は別表－１のとおり、関東地方整備局江戸川河川事務所経理課にて行う。

なお、落札決定の日が開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）は除く。）を予定する。

5. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行下館代理店（常陽銀行下館支店））。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

(5) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。詳細は入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無。

(8) 申請書及び資料の作成に関する説明会は実施しない。

(9) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

4. 入札手続等（１）に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２．競争参加資格（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４．入札手続等（３）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格

の確認を受けていなければならない。

- (12) 2. 競争参加資格で求める施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。
- (13) 本案件は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。また、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システム及び電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式及び紙契約方式に代えるものとする。電子入札システム等によらない手続きについては入札説明書による。
- (14) 詳細は入札説明書による。

別表－ 1

本発注工事における手続き期間等

電子入札システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで。

2. 競争参加資格 (5)	企業の施工実績とすることができる期間	平成21年4月1日以降
4. 入札手続等 (2)	入札説明書の交付期間及び受付期間	令和6年4月22日(月)から令和6年5月31日(金)まで。 (電子入札システムの受付時間内に限る。ただし、最終日は12時00分まで。また、土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))は除く。)
4. 入札手続等 (3)	申請書及び資料の受付期限 (審査基準日)	令和6年5月13日(月)まで。 (電子入札システムの受付時間内に限る。ただし、最終日は15時00分まで。また、休日を除く。)
4. 入札手続等 (4)	歩掛見積参考資料の交付期間	令和6年5月23日(木)から令和6年5月31日(金)まで。 (電子入札システムの受付時間内に限る。ただし、最終日は12時00分まで。また、休日を除く。)
4. 入札手続等 (5)	入札の締切	令和6年5月31日(金) 12時00分
	開札	令和6年6月5日(水) 11時30分

別表－電子入札システム等によらない場合における各種資料等の提出方法一覧

提出資料 \ 提出方法	提出場所	受付期間	備考	郵送・託送 (書留郵便等、記録に残るものに限る。) ○：可 ×：不可	電子メール (押印省略する場合のみ可。着信確認を行うこと。) ○：可 ×：不可	持参 ○：可 ×：不可
紙入札方式参加承諾願	①関東地方整備局 江戸川河川事務所 経理課(利根川上流担当) 〒278-0005 千葉県野田市宮崎134 TEL 04-7125-7312(直通) 内線225 電子メール： ktr-tonejo-keirika@gxb.mlit.go.jp	公告日から申請書及び資料の提出期限日までただし、最終日は15時00分までとする。	①当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。 電子メールによる場合は、押印省略をする場合に限り認めるものとし、押印省略をする場合は、本件責任者及び担当者等の必要事項を必ず記入すること。 ②電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。 ③以下の手続きは、紙入札方式の参加について発注者の承諾を前提として行われるものである。 ④紙入札方式参加承諾願に、くじ番号(任意で設定した000～999の数字)を記載するものとする。	○	○	×
入札説明書交付依頼	①に同じ	電子入札システムによる手続きに同じ		×	○	×
申請書及び資料の提出 (※指定容量を超える場合を含む)	①に同じ	電子入札システムによる手続きに同じ ◇切日時必着とする	電子メールにて提出する際のファイル形式はPDF形式とし、一度に送付できるファイル容量は5MBまでとし5MBを超えるファイルは分割し送付すること。郵送等で申請書及び資料を提出した場合は、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書として、以下の内容を記載した書面(郵送等申出書)(別記様式-4)のみを送信すること。 ・郵送等により提出する旨の明示 ・郵送等により提出する書類の目録 ・郵送等により提出する書類の頁数 ・発送年月日 なお、申請書の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要。ただし、指定の容量を超過して郵送又は託送による場合は、本件責任者及び担当者等の必要事項を記入して押印を省略する場合を除き、押印すること。 契約手続きで使用する様式(契約書及び契約締結を委任する委任状を除く)を紙で提出する場合にあっては、「印」を記載している様式であっても、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先(連絡先は2以上)」を明記することにより押印を省略して差し支えない。なお、2以上の様式で押印を省略する場合で、押印省略に係る必要事項の記載内容が同一の場合は「様式○と同じ」と記載すること等により、2つ目以降の連絡先等の記載を省略することができる。	×	○	×
図面及び仕様書の依頼 【対象工事の場合】	①に同じ	電子入札システムによる手続きに同じ		×	○	×
見積活用方式における見積書 (※指定容量を超える場合を含む) 【対象工事の場合】	①に同じ	電子入札システムによる手続きに同じ	申請書及び資料と見積書の合計ファイル容量が10MBを超え、電子入札システムにより提出ができない場合は、見積書を郵送等により提出するものとし、これ以外の方法による提出は受け付けない。	○	○	×
見積活用方式における採用歩掛公表依頼 【対象工事の場合】	①に同じ	電子入札システムによる手続きに同じ		×	○	×
歩掛見積参考資料の交付依頼 【対象工事の場合】	①に同じ	電子入札システムによる手続きに同じ		×	○	×
入札書	②関東地方整備局 江戸川河川事務所 経理課(利根川上流担当) 〒278-0005 千葉県野田市宮崎134 TEL 04-7125-7312(直通) 内線225	電子入札システムによる手続きに同じ 紙により持参による事前提出の場合、就業時間内に限る。ただし、最終日は15時00分まで。	分任支出負担行為担当官関東地方整備局利根川上流河川事務所長より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。当該通知書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。 紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う	○ 郵送(書留郵便に限る。)もしくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)	×	○
競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	①に同じ	電子入札システムによる手続きに同じ	書面(様式は自由)を提出すること。 書面により提出した者に対しては電子メールにより回答する。	○	○	×
入札説明書に対する質問	①に同じ	電子入札システムによる手続きに同じ	紙入札方式による場合に限り、質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、電子メールアドレスを併記するものとする。 紙入札参加予定者に対しては電子メールにて回答する。	×	○	×
工事費内訳書 (※指定容量を超える場合も含む)	関東地方整備局 江戸川河川事務所 経理課(利根川上流担当) 〒278-0005 千葉県野田市宮崎134 TEL 04-7125-7312(直通) 内線225 電子メール： ktr-tonejo-keirika@gxb.mlit.go.jp	入札書と同じ	工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。 入札参加者は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載(押印がある場合を除く)及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、内訳書に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載が無い又は記載内容に不備がある場合(電子入札システムにより提出された場合は押印がある場合を除く。)は、競争契約入札心得第6条第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。	○	○	○
非落札理由の説明要求	①に同じ	電子入札システムによる手続きに同じ	書面により提出した者に対しては電子メールにより回答する。	○	○	×
契約手続きにかかる書類	②に同じ		電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、落札決定後に関東地方整備局江戸川河川事務所経理課まで申し出ること。紙契約方式にあたって使用する契約書は、別冊契約書案により作成し、記名押印のうえ、2通を分任支出負担行為担当官に提出すること。	○	×	○

【その他】

・競争参加資格の確認結果は、書面により申請した場合は、電子メールで通知する。